

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和８年度人事管理システム分析・検討業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 小林 賢太郎 大阪府大阪市中央区大手前３丁目１番４１号 大手前合同庁舎
契 約 締 結 日	令和 ８ 年 ８ 月 ２ ５ 日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社サンネット 広島県広島市中区袋町４－２１
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ ２ , ９ ７ ０ , ０ ０ ０ －
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥ ３ , ０ ２ ６ , ７ ９ ７ －
随意契約によることとした理由	本業務は、「人事管理システム」の再構築に向けた事前調査として、現行システムに実装されている各機能の利用状況及び必要性の整理を行うとともに、不要機能を廃止した場合の影響範囲を調査・分析し、再構築対象機能の精査を行うものである。 同システムのデータベース及びプログラムは、上記の者がシステム開発者特有の開発技術により独自に設計及び開発を行ったものであり、本業務の実施に当たっては、職員情報システムや昇給システム等を含む各システムの処理構造、機能間の関連性、データ構造、過去の改修履歴及び運用経緯を正確に把握した上で分析・検討を行う必要がある。 上記の者は、同システムの開発及び保守を継続して担っていることから、システムの内部構造及び業務運用に関する専門的知見を有しており、他者が実施する場合には、現行システムの解析及び現状把握に相当の労力を要し、調査・分析精度の低下や業務遅延が生じるおそれがある。 また、上記の者からは、他者が当該システムの改良を行った場合、品質低下が生じる可能性があり、また、改良後の責任の所在が不明確となることから、システム品質の維持とシステム開発者の信用保護のため、著作者人格権の適用を行使する旨の申出を受けているところである。 以上のことから、本業務を遂行するためには現行システムの内部構造、改修履歴及び運用実態に精通していることが不可欠であり、本業務を安定的かつ確実に履行できる者は上記の者に限られるため、上記の者と随意契約を行うものである。
備 考	